

議案第41号

逗子市印鑑条例の一部改正について

逗子市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和元年8月29日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市印鑑条例の一部を改正する条例

逗子市印鑑条例（昭和51年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号アを次のように改める。

ア 氏名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）に名又は通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）

第5条第2項第1号イ及びエからカまでの規定中「氏又は」を「氏、旧氏又は」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）が」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称）

第6条第1項第4号中「記録」を「記載が」に改め、同条第2項中「磁気テープ（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）」を「磁気ディスク」に改める。

第11条第1項第4号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第12条第1項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録」を「の記載が」に改め、「氏名及び」の次に「当該」を加え、同項第4号中「記録」を「記載が」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

#### （提案理由）

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の公布により、住民票の記載事項に旧氏が加えられることに伴い、印鑑登録証明書にも旧氏を記載することとなり、改正の要あるため提案する。